五　法第七条第一項の規定による申請に係る設備整備計画（以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。）に法第七条第四項第一号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ～ヘ　（略）

ト　当該行為が営農型太陽光発電（営農型太陽光発電設備（農地に簡易な構造で、かつ、容易に撤去できる支柱を立てて、一時的に農地を農地以外のものにし、営農が行われる農地の上部空間に設置される太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同じ。）を設置し、営農を継続しながら発電を行うことをいう。以下同じ。）を目的とする場合にあっては、次に掲げる書類

(1)　営農型太陽光発電設備その他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設計図

(2)　営農型太陽光発電設備の下部の農地（以下「下部の農地」という。）において栽培する農作物の単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の見込みの根拠となる次に掲げるいずれかの事項を記載した書類

(i)　下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内における生産量等に関するデータ

(ii)　当該申請に先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績

(3)　再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者（以下「設備整備者」という。）が営農型太陽光発電設備を撤去するのに要する費用を負担することを誓約する旨を記載した書面（別記様式第二号）

(4)　毎年、営農型太陽光発電設備に係る認定設備整備計画の実施状況に関する報告書を市町村長に提出することを誓約する旨を記載した書面（別記様式第三号）

チ　（略）

六～十一　（略）

3　（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　当該行為が営農型太陽光発電設備の整備を目的とする場合にあっては、下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農に関する計画

ホ　（略）

五　設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ～ト　（略）

チ　当該行為が営農型太陽光発電設備の整備を目的とする場合にあっては、下部の農地における栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農に関する計画

リ　（略）

六～十四　（略）

（設備整備計画の変更の認定の申請）

第三条　法第八条第一項の規定により設備整備計画の変更の認定を受けようとする認定設備整備者は、別記様式第四号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2　（略）

五　法第七条第一項の規定による申請に係る設備整備計画（以下この条及び次条において単に「設備整備計画」という。）に法第七条第四項第一号に掲げる行為を記載する場合にあっては、次に掲げる書類

イ～ヘ　（略）

（新設）

ト　（略）

六～十一　（略）

3　（設備整備計画の記載事項）

第二条　法第七条第二項第五号の農林水産省令・環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（新設）

ニ　（略）

五　設備整備計画に法第七条第四項第一号に掲げる行為（農地法第五条第一項の許可に係るものに限る。）を記載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ～ト　（略）

（新設）

チ　（略）

六～十四　（略）

（設備整備計画の変更の認定の申請）

第三条　法第八条第一項の規定により設備整備計画の変更の認定を受けようとする認定設備整備者は、別記様式第二号による申請書を計画作成市町村に提出しなければならない。

2　（略）